明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔条　約〕
○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とチリ共和国との間の条約（一七）　二
〔府令・省令〕
○地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（内閣府・総務・文部科学三）　三〇
〔省　令〕
○地方税法施行規則等の一部を改正する省令（総務一〇三）　三三
○地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令（同一〇四）　三六
○在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令（総務・外務二）　三九
○在外選挙人名簿の登録申請について領事官を経由して行うことが著しく困難である地域等に関する省令の一部を改正する省令（同三）　四〇
○国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（財務八五）　四〇
○国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（同八六）　四〇
○私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令（文部科学三六）　四〇
○厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一八四）　四〇
○厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（同一八五）　四〇
○労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令（同一八六）　四〇
○健康保険法施行規則及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令（同一八七）　四〇
○道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（国土交通八七）　四〇
○船舶機関規則等の一部を改正する省令（同八八）　四〇
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（同八九）　四〇
〔告　示〕
○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とチリ共和国との間の条約の効力発生に関する件（外務四九三）　四一
○農地法第四条第一項の規定に基づき農林水産大臣が指定する市町村を告示する件（農林水産二五七三）　四一
○農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき農林水産大臣が指定する市町村を告示する件（同二五七四）　四一
○指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十六条の二（同令第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が定める海域及び漁具に関する制限を定める件の一部を改正する件（同二五七五）　四一
○特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第二十条の二の規定に基づき、農林水産大臣が定める漁具に関する制限を定める件の一部を改正する件（同二五七六）　四一
○船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示（国土交通一四四八）　四一
○自動車の登録及び検査に関する申請における光ディスクによる手続に係る光ディスクへの記録方式等に関する告示等の一部を改正する件（同一四四九）　四一
○港則法施行規則の危険物の種類を定める告示の一部を改正する件（同一四五〇）　四一
○航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示の一部を改正する件（同一四五一）　四一
○海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が施行する件（同一四五二）　四一
○道路に関する件（近畿地方整備局一六四）　四二
○道路に関する件（北海道開発局二七九）　四二
〔官庁報告〕
官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　四三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産関係　四三

## 本号で公布された法令のあらまし

**◇所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とチリ共和国との間の条約**（条約第一七号）（外務省）

この条約は、経済的及び人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税の回避等を目的として日本国とチリ共和国との間で課税権の調整等を行うものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税及び住民税に、チリ共和国については所得税法に基づいて課される租税に適用する。（第一条及び第二条関係）

2　この条約上、一定の用語は、それぞれこの条約において定義された意義を有し、この条約に定義されていない用語は、各締約国の法令上有する意義を有する。（第三条～第五条関係）

3　不動産所得に対しては、不動産所在地国において課税することができる。一方の締約国の企業の利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合に、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。両締約国の企業の間に商業上又は資金上の特殊な関係がある場合には、これらの関係がなかったものとした場合の利得に対して課税することができる。（第六条～第九条関係）

4　チリ共和国において納付される追加税の場合を除き、配当に対する源泉地国における課税は、親会社が子会社から受け取る配当に対しては五パーセントを超えない税率により行われ、その他の配当に対しては一五パーセントを超えない税率により行われる。利子に対する源泉地国における課税は、銀行等が取得する利子に対しては四パーセントを超えない税率により行われ、